

平成 22 年度税制改正に対する意見

平成 21 年 9 月

 社団法人 **中部経済連合会**

はじめに

わが国は、現在、かつて経験したことのない経済危機の真っ只中にある。昨年 9 月に発生したいわゆるリーマンショック以降、金融経済の信用収縮と貿易等を中心とする世界的な実体経済の縮退という二つの脈絡を介して、わが国経済は震源地の米国以上の大打撃を蒙っている。

今回の経済危機から謙虚に教訓を学び、今後のわが国経済の建て直しを図るためにも、税制の果たす役割は重大である。

一方、今回の経済危機以前から、わが国は公的債務の増大、少子高齢化・人口減少の進展、経済活力の停滞などのいまだ解決されざる多くの中長期的課題を抱えたままである。

財政政策や経済政策、社会保障政策等の総合的で戦略的な立案が望まれるところであるが、ここにおいても、税制の果たす役割は極めて重大である。

このため、当会は中長期的な税制改革の方向性を展望した上で、至近年においてどのような租税政策を採るべきかについて意見を提起する。

意見は、前半で中長期的な税制の抜本改革の考え方を述べ、後半でその展開の一環として来年度の具体的要望事項を列記した。

政策当局におかれては、本提言を今後の政策運営に反映されることを大いに期待するものである。

平成 21 年 9 月

社団法人 中部経済連合会

会 長 川 口 文 夫

副 会 長 上 田 豪

税制委員長

目 次

第Ⅰ部 税制改正の基本的見解	1
1. 税制抜本改革の必要性.....	1
2. 改革の方向性.....	1
(1) 税制、財政、社会保障制度の一体的改革	
(2) 間接税を中心とした効率的、合理的な税制	
(3) 地方分権の推進に資する税制	
(4) 将来の経済成長のための戦略的な産業育成に資する税制	
(5) 国際的な租税制度間の競争を勝ち抜ける制度の整備	
3. 今般の経済危機から学ぶ教訓.....	3
4. 中部圏の活性化.....	3
第Ⅱ部 平成22年度税制改正に向けての意見	4
1. 法人税制.....	4
(1) 法人実効税率	
(2) 移転価格税制	
(3) 外国税額控除制度	
(4) タックスヘイブン税制	
(5) 連結納税制度	
(6) 欠損金の繰戻還付、損失額の繰越控除	
(7) 特別法人税	
(8) 受取配当金の益金不算入制度	
2. 消費税制.....	6
(1) 税率の引き上げ時期	
(2) 目的税化	
(3) 複数税率	
3. 地方税制.....	6
(1) 固定資産税	
(2) 地方法人2税	
(3) 地方消費税	
(4) 課税自主権	
(5) 事業所税	
(6) 外形標準課税	
4. 個人税制.....	7
(1) 低所得者等への配慮	

(2) 金融所得課税	
(3) 納税者番号制度	
5. 地球環境税制・グリーン税制.....	8
(1) 環境税	
(2) 租税全体のグリーン化	
6. 自動車関係諸税.....	9
(1) 整理・簡素化	
(2) 暫定税率から本則税率への復帰	
(3) 道路財源	
7. 景気浮揚.....	9
(1) 贈与税の引き下げ	
(2) 自動車グリーン税制の継続	
(3) 減損会計	
8. 中部圏活性化.....	10
(1) 先端技術開発の支援	
(2) 中小企業の投資促進	
(3) 情報基盤強化	
(4) 公害防止等環境保全	

第 I 部 税制改正の基本的見解

1. 税制抜本改革の必要性

わが国は、国の骨格の有り様を根本から考えなければならないいくつかの課題に直面している。その一つとして、急速に進む少子高齢化・人口減少などの人口論的な問題が最も基底に存在する。その上に、経済活力の維持、台頭著しい新興国等との競合、財政の早期健全化などの経済的・財政的な問題がある。これと並行して、地方分権改革の推進など国家統治・行政機構の問題がある。これらに加えて最近認識すべきものとして若年層に典型的に見られる所得格差拡大、社会的弱者に対するセーフティーネットや社会保障制度の不首尾などの社会的問題がある。

これらの課題は、経済・財政政策、社会保障政策、地方行政改革、租税政策などの政策を必要としている。

2. 改革の方向性

(1) 税制、財政、社会保障制度の一体的改革

第一に重要なことは、国民が各自の生活において将来にわたって明るい展望を切り開けることである。この将来に対する安心感と期待感があつてはじめて現在の消費や投資が拡大できることとなる。

そのためには、税制、財政および社会保障制度の 3 つについて、一体的に改革を進めるべきである。租税も諸種の社会保障料も国民負担という観点からは一体として国家財政を形成しているという認識に立ち、有機的で統合的な有効活用が行われる必要があると考えられる。

(2) 間接税を中心とした効率的、合理的な税制

一体的改革の中で特に税制に焦点を当てるならば、まず、政策目標を効率的、効果的に達成する税制を構築することが必要である。

政策目標は、経済活力の向上と国家財政の再建を中心に据えざるを得ないと考えられる。このことを踏まえると、合理的な税制とは、法人税等の生産段階における税を軽減してわが国の国際競争力を強化し、分配段階の国民所得の向上を図り、その結果もたらされる消費段階の拡大から安定した消費税収入を得ることによって財政の健全化を促進する好循環を作り出す税制であると考えられる。

わが国の税収の直間比率は、直：間＝7割：3割となっており、OECD 諸国の中でも間接税の比率が最も低いクラスに属している。直接税から間接

税へ税制の軸足を移した税体系へと、租税制度を先進諸国の標準に近づけることが重要であると考えられる。

また、納税者の納得性を高める観点から、納税者番号制度の導入によって、納税義務者の納税額の捕捉可能性と正確性を高めるとともに、納税の公平性を確保すべきである。納税者番号制度は、課税庁の事務の合理化と人員等の削減にも寄与すると考えられる。

(3) 地方分権の推進に資する税制

本来あるべき国の基本的な役割は、外交、防衛および国民経済レベルでの変化に応じた機動的な政策発動などマクロ的な機能であると考えられる。これに対して地方の基本的な役割は、地域の実態に応じた行政サービスの安定した提供であると考えられる。

この点に鑑みれば、地方は安定した自主財源の基盤を備える必要がある。
安定財源という観点からは、偏在性が大きく、景気変動の影響を受けやすい地方法人 2 税を縮減し、比較的安定した収入が得られる地方消費税の拡充を図るべきである。

また自主財源という観点からは、中央政府と地方政府の歳入割合（中央：地方＝6：4）を中央政府と地方政府の歳出割合（中央：地方＝4：6）に近づけるべく、地方への財源移譲を図るべきである。

(4) 将来の経済成長のための戦略的な産業育成に資する税制

戦略的な産業の育成は租税政策の重要な役割の一つである。どの分野を重点的に育成すべきかについては、慎重な吟味が必要であることは言うまでもないが、特定分野における効果的な租税特別措置の運用は経済政策や産業政策の一環と位置づけられるものであり、既得権益化を防ぐための洗い直しを行いつつ、今後とも機動的に行われるべきである。

なお、今後、重点的に育成を配慮すべき分野としては、環境分野、省資源・省エネルギー分野、資源開発分野、医療・介護分野などが考えられる。

(5) 国際的な租税制度間の競争を勝ち抜ける制度の整備

政治経済のグローバル化に伴って、各国は地球規模の大競争を勝ち抜くための政策実行の有力な手段として国内租税制度の整備を戦略的に進めている。法人実効税率の引き下げ競争は、その具体的な現われの一つである。

各国は租税制度の優劣を競っているという認識に立って、国際的な租税制度の標準を意識した改革を進めるべきである。

また、わが国の企業会計制度は国際会計基準（IFRS）に準拠する方向である。これに伴い会計基準と税法基準の乖離が大きくなる可能性があり、わが国の損金経理要件を中心とする確定決算主義のあり方を弾力的に見直

す必要がある。会計制度と税制は密接な関係があるため、両者の間に齟齬を来たしてわが国企業が国際競争に劣後するような運用が行われないうような細心の注意が払われるべきである。

3. 今般の経済危機から学ぶ教訓

今般の経済危機の克服のために金融政策、雇用政策、産業政策、さらには財政出動や税制などからなる総合的な経済政策が採られたが、経済政策と税制の整合性の取れた一体的な運用の必要性を改めて痛感したところである。加えて、不況に強い経済構造の改善と、それに資する税制の整備が重要であることを学ぶこととなった。

一方、地方行政に目を転ずれば、今般の経済危機によって、県・市などは税収が激減し、自治体によっては一部の行政サービスの継続性が危ぶまれる事態も生じた。景気に応じて税収が変動しやすい地方法人2税などを縮減し、比較的安定した税収を見込める地方消費税の拡充を図るべきことを改めて確認する結果となった。今後はこの教訓を活かして早期に地方税制を改革すべきである。

なお、財政出動の結果、財政健全化の時期が遠のくこととなったが、当面は、景気回復に専念すべきと考えられる。

4. 中部圏の活性化

中部圏は、主に自動車や工作機械等を中心とする加工組立型製品の輸出を通じて日本経済の発展に貢献してきた。

今後は、航空宇宙、環境、省資源・省エネルギー、ファインセラミックス等新素材、ナノテクノロジー、医療・バイオなどの新たな産業の育成によって一層の貢献を果たしたい。

このための発展基盤の強化に資する税制の創設や整備がなされることを期待し、要望する。

第Ⅱ部 平成 22 年度税制改正に向けての意見

1. 法人税制

(1) 法人実効税率

グローバルな競争の進展に伴って、国際的な法人実効税率の引き下げ競争が起きている。低率の国には国外からの企業の直接投資が促進され、逆に高率の国では海外からの企業誘致に支障が生じている。

わが国の法人実効税率は先進国の中では米国とともに約 40%と最高レベルに位置している。しかしながら、米国が諸々の租税措置によって実質的にはわが国より低い実態にあることを考えると、わが国の法人実効税率は突出していると考えられる。

わが国の企業の資本の蓄積を促進し国際競争力の維持・向上を図るために、少なくとも欧州主要国並みの 30%程度にまで法人実効税率を引き下げるべきである。

(2) 移転価格税制

国際的な競争のイコールフットィングを図るために移転価格税制が的確に運用されることが重要である。しかしながら、移転価格に関する各国課税当局の認識の相違によって、二重課税が発生するなど企業にとって負担となる場合がある。

このため、実効ある税制運用に向け、紛争関係国間で適正な調整が速やかに行われるよう国際的なルールの整備を図るべきである。

(3) 外国税額控除制度

21 年度税制改正において、外国税額控除制度のうち海外子会社に係る間接税額控除制度については、益金不算入制度に改められたところである。

一方、海外支店に係る直接税額控除制度については、対応が遅れており、外国税額控除限度超過額および余裕額の繰越期間を 3 年から 10 年に延長するなどの改善を図るべきである。

(4) タックスヘイブン税制

法人税率の国際的な引き下げ競争の結果、法人税率 25%はもはやタックスヘイブン国を認定する税率としてはふさわしくなくなっている。

現行の 25%はわが国の法人実効税率が約 50%であった 80 年代後半において半分を目安として設定されたものである。法人実効税率が約 40%となっているわが国の現状および各国の法人税率の引き下げ状況などを勘案し、

今後はタックスヘイブン国を認定するトリガー税率を現行の 25%から 20%以下に早期に引き下げるべきである。

(5) 連結納税制度

連結納税制度は、わが国企業の国際競争力を強化するために導入されたものであり、高度利用が期待された。しかしながら、先進諸外国に比べ活用は進んでおらず、所期の目的に合わせて制度の改善を図るべきである。

第 1 に、連結納税の対象の要件を緩めるべきである。現行制度では 100% 子会社は連結納税グループに入れなければならないなど硬直的である。対象子会社の選択ができるように要件の緩和を図るべきである。

第 2 に、子会社が連結グループに加入する際の繰越欠損金の持込に関する制限を緩和ないし撤廃すべきである。現行制度では連結納税制度適用時および加入時の措置においては、子会社連結後は当該子会社の繰越欠損金によって連結課税所得を相殺できない仕組みになっているため、連結の意義を損なっている。このため、連結後も当該子会社の課税所得の範囲内においてだけでも当該子会社の繰越欠損金で相殺できるようにすべきである。

第 3 に、連結グループ内の取引における寄附金は損金算入できるようにすべきである。現行制度では寄附金の出し手企業は損金不算入とされている一方、寄附金の受け手企業は益金として認識されており、税金の二重払いとなっている。連結グループを一体と見なす制度趣旨に合わせて、寄附金の損金算入を認めるべきである。

第 4 に、子会社が連結グループに加入する際に行われる資産の時価評価は廃止すべきである。現行制度では、時価評価の結果、認識された含み損益は課税されることとなっているが、法人税法のなかでも例外的な取り扱いである上、諸外国でもあまり例を見ない制度であり、廃止すべきである。

(6) 欠損金の繰戻還付、損失額の繰越控除

欠損金の繰戻還付については、21 年度の税制改正によって、中小企業まで復活したところである。大企業まで含めて制度を復活するとともに、経済危機が長期化する可能性に鑑み、繰戻期間についても 3 年とすべきである。

今般の経済危機によって企業はかつて経験したことのない巨額の損失を計上している。今後、企業業績がいわゆる V 字回復を実現できず長期にわたって低水準の利益にとどまるリスクが高いことに鑑み、損失額の繰越控除が行える期間を現行の 7 年から欧米並みの 20 年以上に拡充すべきである。

(7) 特別法人税

現在、凍結状態にある特別法人税は本格的に撤廃すべきである。

(8) 受取配当金の益金不算入制度

法人の受け取り配当金については、二重課税排除の観点から全額を益金不算入とすべきである。また、平成14年度税制改正において廃止された特定利子に関する措置について復活させるべきである。

2. 消費税制

(1) 税率の引き上げ時期

急務となっている財政再建のためには税制の抜本改革が必要である。抜本改革は法人税等の直接税の縮減、消費税等の間接税の拡充という組み合わせで行うべきである。

消費税率の引き上げは、今般の不況を脱し経済が安定した段階で行えるよう現段階から準備すべきである。長期にわたって消費税の議論を棚上げすべきではない。

(2) 目的税化

消費税収の使途については、年金、医療、介護および社会保障等を念頭に置くことは差し支えないが、目的を限定した目的税とすることについては、財政運営の硬直化を招くこれまでの経験に鑑み反対である。

(3) 複数税率

税率が10%を超過する場合は、低所得者への配慮として複数税率（生活必需品など一部の品目に軽減税率を適用）の導入を検討すべきである。

なお、複数税率を導入する場合は、正確な税額計算のためインボイスを導入すべきである。

3. 地方税制

(1) 固定資産税

土地に対する固定資産税については、行政サービスに対する応益性があるが、償却資産に対する固定資産課税については行政サービスとの直接的な受益関係が見出せず地方の税源としては適当ではない。

特に、償却資産に対する固定資産課税については、製造業など特定業界に負担が偏在し、公平性の観点から問題があり、廃止すべきである。

なお、減価償却制度が改正されて償却可能限度額が撤廃されているが、地方税である固定資産税については従来の制度が維持されている。少なくとも論理性を欠いた状態を解消し、償却可能限度額を撤廃すべきである。

(2) 地方法人 2 税

法人住民税および法人事業税からなる地方法人 2 税については、税の偏在性と不安定性に問題を抱えている。このため、地方消費税を拡充し、代わって地方法人 2 税の縮減を図るべきである。

地方法人 2 税の縮減に当たっては、まずは所得割りなど法人実効税率を上昇させる成分は廃止するかあるいは縮小して国税に編入すべきである。

(3) 地方消費税

地方消費税については、その地域の消費実態に対応して偏在性がなく安定しており地方の自主財源として有望である。このため、地方法人 2 税を縮減し、代わって地方消費税の拡充を図るべきである。

(4) 課税自主権

法定外税や超過課税に係る課税自主権の行使に当たっては、一般住民、法人を含めた負担の公平性と合理性の観点から慎重に行われるべきである。

(5) 事業所税

事業所税については、過密や混雑等の都市問題の解決に一定の役割を果たしてきた。しかしながら、制度が創設された昭和 50 年当時から社会状況が変化して市街地の再開発が必要とされる現在、都市における店舗等の新規開設と地域雇用増進の意欲を減殺する同制度は縮減ないし改組すべきである。

(6) 外形標準課税

平成 16 年 4 月 1 日より施行された事業税における外形標準課税の付加価値割の計算方法については、煩雑で企業の事務負担を増大させている。このため、計算方法の簡略化や必要性の薄い明細書の廃止など、簡素化を図るべきである。

4. 個人税制

(1) 低所得者等への配慮

低所得者や子育て世帯に対する所得税の負担軽減については、真に軽減を必要とする世帯に確実に恩恵が行き届くようにすべきである。すなわち、租税制度に偏らない社会保障制度全般と一体化した措置を講ずることによって、諸種の社会保障制度による給付とあわせて不公平感を生じない工夫を行うべきである。

また、給付付き税額控除を導入する際は既存の各種給付制度との整合を図るべきである。加えて、導入の対象や要件を明確にすべきである。

(2) 金融所得課税

個人金融資産の運用において「貯蓄から投資へ」の潮流が形成されつつあることに鑑み、金融所得ごとの複雑な課税から損益通算を幅広く認める簡素な課税へと改革を推し進め、金融所得課税の一元化を目指すべきである。

(3) 納税者番号制度

徴税事務を効率化し、納税者の所得や資産の透明性および納税の公正性を確保するために、納税者番号制度を導入すべきである。

5. 地球環境税制・グリーン税制

(1) 環境税

温室効果ガスの削減については、企業は重大な社会的責務として技術革新をはじめとする様々な自主的努力を行っており、今後も継続すべきものであることは言うまでもない。

温室効果ガスの排出抑制に係るいわゆる「環境税」は、わが国に導入しても、国際的に足並みがそろわなければ、租税負担のない国にわが国から生産拠点が移転してしまう結果をもたらすことが強く懸念される。

また、市民の消費生活における努力と協力なしには温室効果ガスの削減は達成できないことを踏まえると、環境税は本来、企業がその一部を消費者に転嫁すべきものであると考えられる。しかしながら、消費者の認識はそこまで成熟しているとは考えにくい。

これらのことを踏まえると、環境税の創設には反対である。

(2) 租税全体のグリーン化

税制全体のグリーン化については、産業の国際競争力の低下を来たさないよう慎重に負担と効果の関係を見極めて税制を整備すべきである。

また、地球環境保全に資する技術開発投資や製品の普及を促進する税制を早急に整備・充実すべきである。

6. 自動車関係諸税

(1) 整理・簡素化

揮発油税、地方道路税、石油ガス税、自動車重量税、軽油取引税、自動車取得税等からなる自動車関係諸税については、自動車に対して多重に課税されている。これまでのいわゆる道路特定財源の一般財源化が成った今、道路整備との関係を清算し、廃止を含めて整理・簡素化すべきである。

(2) 暫定税率から本則税率への復帰

自動車関係諸税は、現在、本則税率を越える高い暫定税率が課せられている。廃止を含む整理・簡素化が本来の姿であるが、少なくとも、暫定税率を本則税率に戻すか、あるいは暫定税率が適用されている理由を自動車の利用者に適切に説明すべきである。

なお、本則税率を上回る分について、税制のグリーン化の観点で位置づけ直す場合においても、一旦はリセットして本則税率に戻すはじめをつけてからにすべきである。

(3) 道路財源

自動車関係諸税が一般財源化した後も、地方道路整備に必要な財源は合理的な水準を確保すべきである。

7. 景気浮揚

(1) 贈与税の引き下げ

消費を活性化する方策の一つとして、贈与税の税率引き下げを行い、親から子への資産継承をしやすくし、子育て等で生活資金需要の旺盛な若年世代が有効に消費支出を拡大できるようにすべきである。

(2) 自動車グリーン税制の継続

自動車等に係るグリーン税制については、21年4月から実施されたエコカー購入に対する助成とあいまって景気浮揚の効果を発揮しているものと評価できる。このため、少なくとも景気が回復するまでの間、同税制を継続すべきである。

(3) 減損会計

固定資産の減損会計における減損額について、税制上も損金算入を特例的に認めるべきである。

8. 中部圏活性化

(1) 先端技術開発の支援

中部圏の企業や（財）ファインセラミックスセンターなどに代表される研究機関は、わが国の次世代を担う産業あるいは産業技術として、ファインセラミックス、ナノテク、航空宇宙産業等の分野で研究開発を推進しているところである。

研究機関の中には公益法人改革の流れの中で、これまでの公益法人から特例民法法人を経て一般法人の地位を選択するものが登場すると予想される。そのような機関については、これまでと同様、非営利性の徹底された活動実態に変化がないにもかかわらず、地位が移行しただけで固定資産税や都市計画税が課税される不合理を来たすことのないよう、これまで通り非課税とする措置を創設すべきである。

(2) 中小企業の投資促進

中小企業投資促進税制は、21年度末で期限を迎える。同制度は中部圏の中小企業の投資促進に寄与し、中小企業の健全な成長に資するものであるため、適用期限を延長すべきである。

(3) 情報基盤強化

情報基盤強化税制は、21年度末で期限を迎える。同税制は中部圏の企業のIT投資による生産性向上に資するものであるため、適用期限を延長すべきである。

(4) 公害防止等環境保全

特定設備等の特別償却（一般公害防止用設備）は、21年度末で期限を迎える。同税制は中部圏の環境保全に資するものであるため、適用期限を延長すべきである。

以上